

免許を受けるための資格等一覧

免許の種類	免許を受けることができる者		免許を受けられない者
	試験合格者(一部省略)	有資格者(一部省略)	
第一種衛生管理者	第一種衛生管理者 免許試験に合格した者	学校教育法による大学又は高等専門学校において、医学に関する課程を修めて卒業した者 学校教育法による大学において、保健衛生に関する学科を専攻して卒業した者で労働衛生に関する講座又は学科目を修めた者 保健師の免許を受けた者 薬剤師の免許を受けた者	労働安全衛生法第74条第2項の規定により免許を取り消され、その取消しの日から起算して1年を経過しない者
第二種衛生管理者	第二種衛生管理者 免許試験に合格した者		同上
衛生工学衛生管理者		次のいずれかに掲げる者であって、衛生管理者規程第3条の講習を修了した者 学校教育法による大学又は高等専門学校において、工学又は理学に関する課程を修めて卒業した者 職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校における長期課程の指導員訓練を修了した者 労働衛生コンサルタント試験に合格した者 第一種衛生管理者免許試験に合格した者 学校教育法による大学において、保健衛生に関する学科を専攻して卒業した者で労働衛生に関する講座又は学科目を修めた者 作業環境測定士の資格を有する者	同上
高圧室内作業主任者	高圧室内業務に 2年以上従事した者であって、 高圧室内作業主任者 免許試験に合格した者 (労働安全衛生規則別表第4下欄・ 高気圧作業安全衛生規則第47条)		労働安全衛生法第74条第2項の規定により免許を取り消され、その取消しの日から起算して1年を経過しない者 20才未満の者

免許の種類	免許を受けることができる者		免許を受けられない者
	試験合格者(一部省略)	有資格者(一部省略)	
ガス溶接 作業主任者	<p>次のいずれかに掲げる者であって、ガス溶接作業主任者免許試験に合格した者</p> <p>ガス溶接技能講習を修了した者であって、その後3年以上ガス溶接等の業務に従事した経験を有する者</p> <p>学校教育法による大学又は高等専門学校において、溶接に関する学科を専攻して卒業した者</p> <p>学校教育法による大学又は高等専門学校において、工学又は化学に関する学科を専攻して卒業した者であって、その後1年以上ガス溶接等の業務に従事した経験を有する者</p> <p>職業能力開発促進法第28条第1項の職業訓練指導員免許のうち職業能力開発促進法施行規則別表第11の免許職種欄に掲げる塑性加工科、構造物鉄工科又は配管科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者</p> <p>職業能力開発促進法第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第2の訓練科の欄に定める金属加工系溶接科の訓練を修了した者であって、その後2年以上ガス溶接等の業務に従事した経験を有する者</p> <p>職業能力開発促進法施行令別表第1に掲げる検定職種のうち、鉄工、建築板金、工場板金又は配管に係る一級又は二級の技能検定に合格した者であって、その後1年以上ガス溶接等の業務に従事した経験を有する者</p>	<p>職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校が行う同法第27条第1項の指導員訓練のうち職業能力開発促進法施行規則別表第9の訓練科の欄に掲げる塑性加工科又は溶接科の訓練を修了した者</p>	<p>労働安全衛生法第74条第2項の規定により免許を取り消され、その取消の日から起算して1年を経過しない者</p> <p>18才未満の者</p> <p>心身の障害により業務を適正に行うことができない者(労働安全衛生規則第65条第3項)</p>
林業架線 作業主任者	<p>林業架線作業の業務に3年以上従事した経験を有する者であって、林業架線主任者免許試験に合格した者</p>	<p>学校教育法による大学又は高等専門学校において機械集材装置及び運材索道に関する講座又は学科目を修めて卒業した者で、その後1年以上林業架線作業の業務に従事した経験を有する者</p> <p>学校教育法による高等学校又は中等教育学校において機械集材装置及び運材索道に関する講座又は学科目を修めて卒業した者で、その後3年以上林業架線作業の業務に従事した経験を有する者</p> <p>森林技術総合研修所長又は森林管理局長が行う林業架線作業に関する研修で厚生労働省労働基準局長が定めるものを修了した者(労働安全衛生規則別表第4下欄第4号・林業架線作業主任者免許規程第1条第4号・S46.4.15基発第321号)</p> <p>都道府県知事、森林管理局長又は林業・木材製造業労働災害防止協会会長が行う林業架線作業に関する講習で、厚生労働省労働基準局長が定めるものを修了し、かつ、2年以上林業架線作業の業務に従事した経験を有する者(労働安全衛生規則別表第4下欄第4号・林業架線作業主任者免許規程第1条第5号・S46.4.15基発第321号)</p>	<p>労働安全衛生法第74条第2項の規定により免許を取り消され、その取消の日から起算して1年を経過しない者</p> <p>18才未満の者</p>

免許の種類	免許を受けることができる者		免許を受けられない者
	試験合格者(一部省略)	有資格者(一部省略)	
特級ボイラー技士	次のいずれかに掲げる者であって、特級ボイラー技士免許試験に合格した者 一級ボイラー技士免許を受けた後、5年以上ボイラー(小規模ボイラー及び小型ボイラーを除く)を取り扱った経験がある者 一級ボイラー技士免許を受けた後、3年以上ボイラー取扱作業主任者としての経験がある者 一級海技士(機関)又は二級海技士(機関)としての海技従事者の免許を受けた者 第一種ボイラー・タービン主任技術者免状又は第二種ボイラー・タービン主任技術者免状の交付を受けている者で、かつ、伝熱面積の合計が500㎡以上のボイラーを取り扱った経験がある者		労働安全衛生法第74条第2項の規定により免許を取り消され、その取消の日から起算して1年を経過しない者 18才未満の者 心身の障害により業務を適正に行うことができない者 (ボイラー及び圧力容器安全規則第98条の2)
一級ボイラー技士	次のいずれかに掲げる者であって、一級ボイラー技士免許試験に合格した者 二級ボイラー技士免許を受けた後、2年以上ボイラーを取り扱った経験がある者 二級ボイラー技士免許を受けた後、1年以上ボイラー取扱作業主任者としての経験がある者 一級海技士(機関)、二級海技士(機関)又は三級海技士(機関)としての海技従事者の免許を受けた者 第一種ボイラー・タービン主任技術者免状又は第二種ボイラー・タービン主任技術者免状の交付を受けている者で、かつ、伝熱面積の合計が25㎡以上のボイラーを取り扱った経験がある者 汽かん係員試験に合格した者で、かつ、伝熱面積の合計が25㎡以上のボイラーを取り扱った経験がある者		同上
二級ボイラー技士	次のいずれかに掲げる者であって、二級ボイラー技士免許試験に合格した者(労働安全衛生規則別表第4下欄第1号・ボイラー及び圧力容器安全規則第97条第2号) 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校、又は中等教育学校においてボイラーに関する学科を修めて卒業した者で、ボイラーの取扱いについて3月以上の実地修習を経た者 ボイラーの取扱いについて6月以上の実地修習を経た者 ボイラー取扱技能講習を修了した者で、その後4月以上労働安全衛生法施行令第20条第5号イからニまでに掲げるボイラーを取り扱った経験がある者 都道府県労働局長の登録を受けた者が行うボイラー実技講習を修了した者	職業能力開発促進法第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第2の訓練科の欄に定める設備管理・運転系ボイラー運転科又は同規則別表第4の訓練科の欄に掲げるボイラー運転科の訓練を修了した者(労働安全衛生規則別表第4下欄第2号・ボイラー及び圧力容器安全規則第97条第3号)	同上
エックス線作業主任者	エックス線作業主任者免許試験に合格した者	診療放射線技師 原子炉主任技術者 第一種放射線取扱主任者	労働安全衛生法第74条第2項の規定により免許を取り消され、その取消の日から起算して1年を経過しない者 18才未満の者
ガンマ線透過写真撮影作業主任者	ガンマ線透過写真撮影作業主任者免許試験に合格した者	診療放射線技師 原子炉主任技術者 第一種放射線取扱主任者 第二種放射線取扱主任者	同上

免許の種類	免許を受けることができる者		免許を受けられない者
	試験合格者(一部省略)	有資格者(一部省略)	
特定第一種 圧力容器取 扱 作業主任者		第一種ボイラー・タービン主任技術者 第二種ボイラー・タービン主任技術者 製造保安責任者 販売主任者 ガス主任技術者	労働安全衛生法第74条第2項の規定により免許を取り消され、その取消しの日から起算して1年を経過しない者
発破技士	次のいずれかに掲げる者であって、発破技士免許試験に合格した者 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において、応用化学、採鉱学又は土木工学に関する学科を専攻して卒業した者であって、その後3月以上発破の業務について実地修習した者 発破の補助作業の業務に6月以上従事した経験を有する者 都道府県労働局長の登録を受けた者が行う発破実技講習を修了した者		労働安全衛生法第74条第2項の規定により免許を取り消され、その取消しの日から起算して1年を経過しない者 18才未満の者 心身の障害により業務を適正に行うことができない者(労働安全衛生規則第65条第1項)
揚貨装置 運転士	揚貨装置運転士 免許試験に合格した者	揚貨装置運転士免許試験の学科試験に合格した者で、当該学科試験が行われた日から起算して1年以内に揚貨装置運転実技教習を修了した者 職業能力開発促進法第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち職業能力開発促進法施行規則別表第2の訓練科の欄に定める揚重運搬機械運転系クレーン運転科若しくは揚重運搬機械運転系港湾荷役科又は同規則別表第4の訓練科の欄に掲げるクレーン運転科若しくは港湾荷役科の訓練を修了した者で揚貨装置についての訓練を受けた者	労働安全衛生法第74条第2項の規定により免許を取り消され、その取消しの日から起算して1年を経過しない者 18才未満の者 心身の障害により業務を適正に行うことができない者 (労働安全衛生規則第65条第2項)
特別ボイラー 溶接士	特別ボイラー溶接士 免許試験に合格した者		労働安全衛生法第74条第2項の規定により免許を取り消され、その取消しの日から起算して1年を経過しない者 18才未満の者 心身の障害により業務を適正に行うことができない者(ボイラー及び圧力容器安全規則第105条の2)
普通ボイラー 溶接士	普通ボイラー溶接士 免許試験に合格した者	普通ボイラー溶接士免許試験の学科試験の全科目及び実技試験の全部の免除を受けることができる者	同上

免許の種類	免許を受けることができる者		免許を受けられない者
	試験合格者(一部省略)	有資格者(一部省略)	
ボイラー整備士	<p>次のいずれかに掲げる者であって、ボイラー整備士免許試験に合格した者(労働安全衛生規則別表第4下欄・ボイラー及び圧力容器安全規則第113条)</p> <p>ボイラー(小型ボイラー及び労働安全衛生法施行令第20条第5号イからニまでに掲げるボイラーを除く)又は第一種圧力容器(小型圧力容器及び労働安全衛生法施行令第6条第17号イ又は口に掲げる容器を除く)の整備の業務の補助の業務に6月以上従事した経験を有する者</p> <p>ボイラー(労働安全衛生法施行令第20条第5号イからニまでに掲げるボイラーのうち小型ボイラーを除いたもの)の整備の業務又は第一種圧力容器(労働安全衛生法施行令第6条第17号イ又は口に掲げる第一種圧力容器のうち小型圧力容器を除いたもの)の整備の業務に6月以上従事した経験を有する者</p> <p>職業能力開発促進法第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第2の訓練科の欄に定める設備管理・運転系ボイラー運転科又は職業能力開発促進法施行令別表第4の訓練科の欄に掲げるボイラー運転科の訓練(通信の方法によって行うものを除く)を修了した者</p>		<p>労働安全衛生法第74条第2項の規定により免許を取り消され、その取消の日から起算して1年を経過しない者</p> <p>18才未満の者</p> <p>心身の障害により業務を適正に行うことができない者(ボイラー及び圧力容器安全規則第114条の2)</p>
クレーン・デリック運転士	<p>クレーン・デリック運転士免許試験の学科試験に合格した者で、当該学科試験が行われた日から起算して1年以内にクレーン運転実技教習を修了した者</p> <p>クレーン限定学科試験に合格した者で、当該学科試験が行われた日から起算して1年以内にクレーン運転実技教習を修了した者(クレーン限定免許)</p> <p>クレーン限定学科試験に合格した者で、当該学科試験が行われた日から起算して1年以内に床上運転式クレーンを用いて行うクレーン運転実技教習を修了した者(床上運転式クレーン限定免許)</p>	<p>職業能力開発促進法第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第2の訓練科の欄に定める揚重運搬機械運転系クレーン運転科若しくは揚重運搬機械運転系港湾荷役科又は同規則別表第4の訓練科の欄に掲げるクレーン運転科若しくは港湾荷役科の訓練を修了した者で、クレーン及びデリックについての訓練を受けた者</p>	<p>労働安全衛生法第74条第2項の規定により免許を取り消され、その取消の日から起算して1年を経過しない者</p> <p>18才未満の者</p> <p>心身の障害により業務を適正に行うことができない者(クレーン等安全規則第224条の2)</p>
移動式クレーン運転士	<p>移動式クレーン運転士免許試験の学科試験に合格した者で、当該学科試験が行われた日から起算して1年以内に移動式クレーン運転実技教習を修了した者</p>	<p>職業能力開発促進法第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第2の訓練科の欄に定める揚重運搬機械運転系クレーン運転科若しくは揚重運搬機械運転系港湾荷役科又は同規則別表第4の訓練科の欄に掲げるクレーン運転科若しくは港湾荷役科の訓練を修了した者で、移動式クレーンについての訓練を受けた者</p>	<p>労働安全衛生法第74条第2項の規定により免許を取り消され、その取消の日から起算して1年を経過しない者</p> <p>18才未満の者</p> <p>心身の障害により業務を適正に行うことができない者(クレーン等安全規則第230条の2)</p>

免許の種類	免許を受けることができる者		免許を受けられない者
	試験合格者(一部省略)	有資格者(一部省略)	
潜水土	潜水土免許試験に合格した者		労働安全衛生法第74条第2項の規定により免許を取り消され、その取消の日から起算して1年を経過しない者 18才未満の者 心身の障害により業務を適正に行うことができない者 (高気圧作業安全衛生規則第53条の2)

各試験の受験資格については、(財)安全衛生技術試験協会のサイト <http://www.exam.or.jp/index.htm> をご覧下さい。